

議第37号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 球技場の項を次のように改める。

球技場	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴 収しない場 合	28,800 ^円	21,600 ^円	38,050 ^円	28,800 ^円	66,850 ^円	50,400 ^円
		入場料を徴 収する場合	36,000	26,740	47,310	37,020	83,310	63,760
	その他	入場料を徴 収しない場 合	86,400	64,800	113,140	87,420	199,540	152,220
		入場料を徴 収する場合	109,020	83,310	142,970	109,020	251,990	192,330

別表第 2 備考 4 中「額と」を「額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）と」に改め、同備考 5 中「とする」の右に「。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる」を加え、同備考 7 中「4,700円」を「4,830円」に、「3,500円」を「3,600円」に改める。

別表第 3 アマチュアスポーツの項中「12,000」を「12,340」に、「8,100」を「8,330」に、「14,000」を「14,400」に改め、同表その他の項中「33,000」を「33,940」に、「25,000」を「25,710」に、「43,000」を「44,220」に改める。

別表第4売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,000」を「1,020」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,200」を「2,260」に改める。

別表第5テニスコート（1面1時間につき）の項中「2,000」を「2,050」に、「1,600」を「1,640」に改め、同表会議室（1時間につき）の項中「500」を「510」に改める。

第2条 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第9条」に、「第12条～第14条」を「第10条～第12条」に、「第15条・第16条」を「第13条・第14条」に改める。

第3条第1項及び第4条本文中「テニスコート」の右に「フットサルコート」を加える。

第5条中「球技場又は球技場周辺区域（球技場の周辺の構内地で市長が指定する区域をいう。以下同じ。）」を「球技場等」に改める。

第6条第1項中「球技場又は球技場周辺区域の」を削り、同条第2項中「球技場に係る利用料金」を「利用料金（構内地に係るものを除く。）」に改め、同条第4項中「球技場周辺区域」を「構内地」に改める。

第9条及び第10条を削る。

第11条第1項中「又は使用者」を削り、「利用し、又は使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第2項中「又は使用者」を削り、同条を第9条とする。

第12条本文中「別表第6」を「別表第5」に改め、第3章中同条を第10条とする。

第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第4章中第15条を第13条とし、第16条を第14条とする。

別表第1備考以外の部分中「テニスコート」を

「

テニスコート
フットサルコート

」に改める。

別表第2 球技場の項の次に次の3 項を加える。

テニスコート（1 面1 時間につき）					2,050	1,640
フットサルコート（1 時間につき）					6,170	4,110
会議室（1 時間につき）	510					

別表第2 備考1 中「午前9 時から正午まで」を「午前8 時（球技場にあつては、午前9 時）から正午まで」に改め、「午前9 時から午後5 時まで」を「午前8 時から午後9 時まで（球技場にあつては、午前9 時から午後5 時まで）」に改め、同備考に次のように加える。

8 午後5 時から午後9 時までの間にフットサルコートを利用する場合の利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、日曜日等にあつては1 時間につき8,220円、その他の日にあつては1 時間につき6,170円とする。

別表第4 中「第6 条及び第10条関係」を「第6 条関係」に、「金額」を「利用料金」に改める。

別表第5 を削る。

別表第6 中「第12条関係」を「第10条関係」に改め、同表を別表第5 とする。

附 則

（施行期日）

- この条例中第1 条及び次項から附則第4 項までの規定は平成26年4 月1 日から、第2 条並びに附則第5 項及び第6 項の規定は平成27年4 月1 日から施行する。

(準備行為)

2 京都市宝が池公園運動施設（以下「運動施設」という。）のテニスコート， A 会議室及び B 会議室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は， 第 2 条の規定の施行前においても行うことができる。

3 利用の許可の申請その他フットサルコートを供用するために必要な準備行為は， この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

4 第 1 条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例の規定は， 同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し， 同日前の使用に係る使用料については， なお従前の例による。

(経過措置)

5 第 2 条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる同条の規定による改正前の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって， 同条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは， 同表の右欄に掲げる同条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

6 第 2 条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは， 同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第 9 条	第 5 条
第11条第 1 項	第 9 条第 1 項
第14条	第12条

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い利用料金及び使用料の適正化を図るとともに、京都市宝が池公園運動施設のテニスコート等の利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める等の必要があるので提案する。